

ID: 225

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市若者定住促進住宅条例 第11条		
例 規 番 号	平成17年条例第147号		
【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第11条 市長は、災害その他特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日